

# 令和6年度(2024年度) 交通遺児奨学金奨学生の募集について（ご案内）

箕面市では、本市に居住し、交通事故により扶養義務者を失った児童・生徒に対し、奨学金の給与を行っています。奨学金の受給を希望されるかたは、以下のとおり受給申請を行ってください。

## 1 受給資格要件

箕面市に居住し、交通事故で扶養義務者（保護・監護する義務を有する両親のいずれか一方またはこれに代わる扶養者）を失った、小学校・中学校・高等学校等※に在籍する20歳未満の児童・生徒

※小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校・各種学校（外国人学校で義務教育・高等教育課程に準じる課程に限定）

## 2 申請方法

### (1) インターネットで申請する場合

右のQRコードもしくは下記URLからオンラインフォームに入力してください。

URL : [https://logoform.jp/form/5CLo/minoh\\_edushien\\_kotsuiji\\_n](https://logoform.jp/form/5CLo/minoh_edushien_kotsuiji_n)

（「箕面市 交通遺児」で検索できます）



QRコード

### (2) 書面で申請する場合

様式第1号「箕面市交通遺児奨学金給与申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、下記 8 問合せ・提出先 に記載の提出先へ持参または郵送してください。

## 3 受給の新規申請に必要な書類（※交通遺児である児童・生徒が申請者となります。）

- ①様式第1号「箕面市交通遺児奨学金給与申請書」（書面で申請する場合のみ）
- ②交通遺児となった事故に関する証明書（自動車安全運転センター等で発行）
- ③在学証明書（箕面市立小・中学校に在籍する児童・生徒の場合は不要です。）
- ④居住証明書（箕面市に住民登録がない場合のみ）

## 4 奨学金給与額

小学生：年額5万円          中学生・高校生等：年額7万円

## 5 支給停止要件

- ①奨学生本人が本市に住所を有しなくなった場合
- ②奨学生本人が死亡した場合
- ③養子縁組・扶養義務者の再婚等により奨学生が父又は母を有するに至った場合

## 6 報告義務

奨学生及び扶養義務者は、上記4の支給停止要件に該当する異動が生じた場合は、遅滞なく届出を行ってください。

裏面あり

## 7 受付期間

令和6年（2024年）4月1日（月）から令和7年（2025年）3月31日（月）

※土曜日・日曜日・祝日は除く、8時45分～17時15分

## 8 問合せ・提出先

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所別館3階

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 学校生活支援室

TEL : 072-724-6760